

## 第5回和歌山市子ども・子育て会議 議事要旨

日 時：平成26年3月27日（木）13：30～15：30  
場 所：和歌山市役所14階大会議室

出席者：委員16名

担当課等

こども未来部長

子育て支援課 こども家庭課 保育こども園課 こども総合支援センター

地域保健課 教育政策課 学校教育課 教職員課 青少年課

### 1 開会

こども未来部長：本日はお忙しいなか、本会議にご出席をいただきましてありがとうございます。新制度スタートを目前にし、いろいろ決定していかなければならないことが山積みで、委員の皆様には、ご足労願うことも多くなりますが、なにとぞよろしく申し上げます。

本日は、「保育料」と「教育・保育の量の見込みと確保方策」について、基本の考え方を示したいと思います。委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

会 長： お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本会議でしっかりと審議し、必要なニーズを打ち出していくということは、女性の就労や子どもの育ち、地域の少子化対策に影響が出てくるものだと思います。再三いろいろな情報が打ち出されますが、当時と比べ、少しずつ状況が違ってきているところも多いです。そんななか事務局も対応が大変だと思います。そんなことも考えながら、本日は委員の皆様の貴重なご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

### 2 議事

#### (1) 特定教育・保育施設及び施設型給付を受けない幼稚園の保育料について

事務局： <資料1に基づき説明>

- 子ども・子育て支援新制度上での現行施設の移行方法
- 国が示す新制度の利用者負担の考え方
- 現状の公立幼稚園・私立幼稚園の保育料
- 現状の公立保育所・私立保育所の保育料
- 国が示す新制度の利用者負担額
- 1号認定子どもに係る国の利用者負担額と和歌山市の保育料
- 2・3号認定子どもに係る国の利用者負担額と和歌山市の保育料

## ○和歌山市の新制度利用者負担設定にむけた課題

1点目として施設型給付を受けない幼稚園への就園奨励費限度額についてです。

現状では国が示す就園奨励費限度額と、和歌山市の限度額が308,000円と221,000円ということで大きく異なっています。新制度移行後も現状の221,000円のままとするか、国の基準額308,000円まで、もしくはそこまでではなくても、現状よりは引き上げるかが論点になります。

この点について、和歌山市では、国の示す就園奨励費限度額まで引き上げる方向性で検討していきたいと考えています。なお、多子世帯の保護者負担、つまり保育料については、第2子は国の基準どおり1/2に、第3子については無料とする方向で検討いたします。

次に2点目として、施設型給付を受ける私立幼稚園の保育料についてです。

1点目と論点は同じですが、国から示されている利用者負担額は、これまでの就園奨励費308,000円含んだ形で設定されていますが、和歌山市において新制度移行後も引き続き現状のままの保育料で設定するのか、もしくは国基準に引き上げるかを同じく決める必要があります。

この点について和歌山市では、今回国から示された利用者負担額よりも低い割合にて設定する方向で検討したいと考えています。ちなみに、現在和歌山市の保育所保育料については、国から示されている基準の約75%の額を設定しています。

次に3点目、公立幼稚園の保育料についてです。公立幼稚園や公立保育所といった公立施設については、これまで国から何か支援を受けて運営していたわけではなく、ほぼ一般財源と保育料とで運営してまいりました。今回の新制度においても、公立施設は基本的に新制度の対象施設となるものの、施設型給付費の財源は全額公費負担となり、負担状況をみればこれまでと何も変わりません。現在国が示している利用者負担額は私立施設の費用実態等を勘案して定められた私立施設対応の金額であり、公立施設の利用者負担額、つまり保育料は自治体が決めるものとなっています。

現行では私立幼稚園と公立幼稚園の保育料が大幅に異なっていますが、新制度上ではどちらの施設に通うとしても同じ教育標準時間を利用する1号認定子どもという扱いになりますが、保育料の差はこのまま継続するか、例えば私立幼稚園の金額と同額にするかを決めたいところです。

この点について和歌山市では、まず平成27年度はこれまでと同じ額を適応しますが、この新制度の利用者負担がそもそも応能負担を基本としていることも踏まえ、応能負担を念頭に置きながら、また公私間のバランスも考えて検討していきたいと思っています。

次に4点目、2号認定・3号認定の保育料についてです。

こちら、現状のままの保育料を適応するのか、もしくは国の示す利用者負担額

に揃えるのかという点があります。

こちらについては、この方向性が決まったのち、保育短時間認定の金額も別途定めることとなります。

和歌山市では、引き続き現行を同額の保育料とする方向で検討したいと考えています。

最後に5点目として、第2階層（市町村民税非課税世帯）における1・2号認定間の矛盾についてです。

ここでは3ページの表と4ページの表を合わせてご覧いただきたいのですが、現行では幼稚園を利用する第2階層（市町村民税非課税世帯）の保育料が、私立幼稚園では6,500円、公立幼稚園では4,634円となっておりますが、同じく保育所を利用する同じ階層の保育料が3,000円となっており、教育標準時間認定（4時間利用）の金額が保育時間認定（8時間利用）の金額よりも上回っているという現象が生じています。この点について、現状のままとするのか、是正するのかを考えなければなりません。

そこで和歌山市では、この矛盾の解消に向けて、国の制度の活用も含め検討していきたいと考えています。

会 長： まず、ご質問はないでしょうか。なければ、ご意見等いかがですか。決定ではありませんので、お気づきの点等あればどうぞお願いします。

委 員： 新制度に当たって保育料が上がる又は下がるという現象が起きてくるのは当然のことではあると思います。国の階層数とはまず違います、今までの保育料についても、和歌山市の保護者の経済状況、和歌山市の経済等の状況の中で、コンセンサスを得るという言い方もおかしいですが、要するに、和歌山市の財政と保育料との関係があって、以前から国の基準に合わせたかったとは思いますが、実際はできずに和歌山版の保育料としてやってきているわけです。

そんななか新制度が始まって、保育料を検討する中で、保護者の方に意見をうかがっても「今までどおりにしてほしい」ということになるでしょう。幼稚園にとっても同じです。ですので、国の基準に持っていこうというのなら、徐々に時間をかけて持っていくというような方法にしないと、27年度から急に保育料が上がるというのは難しい。そのあたりは和歌山市の財政状況もありますが、今までの低所得層の部分は触ってきていなかったということもあるし、とにかく、制度が変わったからといって、保護者の負担が急激に増えるということのないようなかたちでないといけないでしょう。長時間かけて、国の基準に合わせていく、階層の割合の偏りをなくしていくということしかないでしょう。しかし、国は基準以外の部分はお金は出さないでしょうし、そうすると和歌山市の財政状況との関係も出てきます。とにかく今は、保護者のコンセンサスを得るという部分になってくるでしょう。どちらにしたところで、保護者への説明責任はきちんと果たしていかないといけないでしょう。

紀州3人子施策というのも今はどうなっているのかと思いますが。

子育て支援課長：はじめに、第2子・3子に対してですが、今回、制度として国がきちんと示してきています。今回示される以前から和歌山市独自に実施してきた部分と、国の新たな施策との整合性については、国の施策に乗っかっていければと考えています。紀州3人っこ施策については、いつまで続く事業かも分からないところもあります。

保育料について、財政当局とまだ折衝していませんが、現状と変わらないようにしたいと考えています。国が新たに示した基準と和歌山市の現状の基準とは、大きく異なっています。もともと市は国に比べ、保育料を低く設定し、差額は市が負担してきたという経過があります。市は保育料に関し、国の新たな基準に設定しないならば、市の一般財源の負担が発生しますが、今回は国の基準に設定するのではなく、市が差額を負担し、保護者の負担軽減を図っていくという考えとしています。

11ページの課題5つ目については、今までのように幼稚園と保育所が別々であるならば分かりにくいところですが、今回の国の基準では第2階層の部分で、認定こども園であれば、同じ場所で4時間の教育を受けるより、11時間の教育・保育を受けるほうが費用は安くなるという現象が起きています。加えて、2号認定の保育料には給食の副食代が含まれるのに比べ、1号の保育料については主食代と副食代の両方が含まれず実費が必要となるというようになっています。この部分について、国は承知しているとのことですが、市として、果たしてこのままでよいのかを考えていかねばならないということで、課題として上げさせていただき、方向性を出しています。和歌山市の財政との話もありますが、市としてこの矛盾の解消に向けて、努力していくべきではないかということで、示しております。

会長：市の考え方をうかがうことができ少し安心はしました。就学前のお子さんをお持ちの林委員はいかがですか。

委員：今の方向でお願いしたいと思います。

会長：和歌山市の考え方についてご理解いただくというのが今回の会議の大きなところですが、皆さんいかがですか。

委員：新制度の元来のねらいは、幼稚園と保育所の垣根をできる限り低くし、同じ3歳の子どもには制度がひとつになるためだったと認識しています。保育料に関しては、認定の違いによる料金の差はあったとしても、同じ2号認定の子どもであれば、同じ保育料を支払うというようにするものではないでしょうか。来年度、市がこの方針で行くということは理解できますが、ただ、その先、公私のバランス、あるいは幼保のバ

ランスをとりながら、どのほうにも平等になる方向に進むおつもりがあるのかどうかの確認をさせてください。

子育て支援課長： 新制度における保育料徴収の仕組みにおける大きなポイントは、「応能負担」だと考えています。3 つ目の課題である公立幼稚園の保育料については市が一番負担はしております。応能負担を念頭に公私のバランスを考えて、今後検討するという方向性です。時間はかかるかもしれませんが、努力はしてまいります。

委員： 全国同じような形で進んでいくので、和歌山市だけが突出して取組みが遅れないよう、同様の規模の都市をみながら進めて頂きたいと思います。

委員： 今、委員がおっしゃったように、私立幼稚園関係の私たちとしてはそのように考えています。

会長： 幼稚園側から意見を出して頂きましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員： 市の新制度における公立幼稚園の保育料について、「今後応能負担を念頭に公私のバランスを考えて検討」とありますが、これはサービスの差も勘案してというふうに理解してよろしいですか。

子育て支援課長： はいそうですね。私立については建学の精神やサービスについても経営の部分でされとは思いますが、基本的な部分については公立・私立間で統一していくべきだと考えています。

会長： 「特定教育・保育施設及び施設型給付を受けない幼稚園の保育料」について、審議してきました。出して頂いた意見を踏まえまして、この方向で、基本的な考え方をご理解いただいたということで進めていくこととなります。今後、市役所内の審議の中で具体化され、深められたことなどは、随時お示し願いたいと思います。  
他にご意見がないようであれば議題（2）に進みます。

## （2）教育・保育の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の考え方について

事務局： <資料2・別紙に基づき説明>

○量の見込みの算出方法

○全国共通で「量の見込み」を算出する項目

全国共通で「量の見込み」を算出する項目は以下の通りの事業となります。そこで、提供区域ごとに算出が必要なのですが、1・2・3号認定の量の見込み数につ

いては、教育6ブロックを使用します。地域子ども・子育て支援事業についても基本は教育・保育の提供区域と共通とするものなのですが、「実態に応じて事業ごとに設定することができる」事になっておりますので、和歌山市は市全域で考えていきたいと思えます。

○アンケート調査結果の活用方法

○教育・保育の量の見込みと確保方策の考え方

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の考え方

会 長： ご質問等があれば、お願いします。

委 員： 市では「一時預かり事業」の「訪問型」に関するニーズ調査をされていないため、平成27年度から始められないというご説明だったと思いますが、今後、ニーズ調査は実施されないのか、また準備を整えば市で「訪問型」事業を取り入れるご予定かどうかをお伺いします。

事務局： 施設から希望があれば、委託する方向で考えています。「訪問型」についてはニーズ調査というかたちでなく、需要を慎重に見極めていきたいので、今は積極的には進めていない状況です。

委 員： 「子育てひろば事業」など、お母さんたちが交流を持つことができたり、情報交換する場が充実してきていると感じます。しかし、お母さんが家から出にくいご家庭では孤立し、子どもの虐待にまでつながってしまうことについて、多数相談を受けることがあります。「訪問型」が事業になれば、新たなニーズに応えることができ、子育て環境の導きの糸になるのではないかと考えて質問をさせていただきました。

事務局： 「訪問型」は国から示されたもので、制度の成り立ちは、過疎地域の子どもや障害児など集団保育に馴染まない場合に対応する制度です。今後は需要を慎重に見極めていきたいと考えています。

委 員： 現状は分かりました。ニーズ調査などお役に立てることがあれば、お声をかけて頂ければと思います。

委 員： 15ページの「地域子育て支援拠点事業」のところで、対象年齢が「0～2歳児」と記されていますが、本来の対象は3歳児で事業実施しています。今後、そういう方向に変わっていくということでしょうか。

子育て支援課長： いいえ、変わっていくというものではありません。事業の対象は就学・就園前までの3歳児までになります。資料では国の集計の規定に沿って、「0～2歳児」にさせて頂いているところです。

会 長： 先ほどの「訪問型」の事業について、どう考えますか。

委 員： 「ホームスタート」という大学の先生が行っている事業があって、研修を受けた後、話を聞いたり、家事を行ったり、子どもをみたりする事業です。私もそれをしようと思ったことがあったのですが、家庭を訪問しようとするれば、交通費が発生したり NPO としてはハードルが高いと感じました。行政と一緒にできればいいと思ってはいますが、家庭に入っていくというのは、いろいろなハードルがあるので、難しいと思います。ですので、慎重に調査しながら、今後考えていければいいのではないのでしょうか。

会 長： 他にご意見はありませんか。

委 員： 若竹学級のコーディネーターをしており、同学級を訪問しています。小学校3年生まで預かるのが普通ですが、訪問している5校のうち2・3校は「待ってもらっている状態」が現状としてあります。見込み量をみると結構多く感じます。1学級40人としても少しあふれていると思います。そこへ6年生まで入ってくるとなると場の確保が心配です。「確保に努める」とは書いてくれていますが、現実学校の校舎内の空き教室で間に合うのかと思います。プレハブの建設にはお金もかかるし、先行きが大変と思った次第です。場の確保についてはどのように考えていますか。

青少年課： 「放課後児童健全育成事業」に関する利用量の見込みは、登録の多い4月の実績からですので実際よりは多めに算出しています。4～6年生につきましては、受け入れている学校は、現在21校あります。ただ、登録はしているが、来ていない児童もおり、本当に利用したい児童がどれくらい存在するのか、実数がわからない現状があります。その辺りの実数が出てきてから、プレハブの建設や教室の確保に努めていきたいと思います。

委 員： 高学年の児童が、実際にたくさん若竹学級に来るとは考えていません。現実として3年生までもを受け入れられていない現状があるため、少し危惧しました。その辺りの実態を把握し、対応して頂ければと思います。

会 長： 他にございませぬか。それでは、この考え方で進んで頂きたいと思いますが、よろしいですか。

《その他意見なし》

### (3) その他

事務局： 「広域調整」というものがあります。今は、和歌山市のニーズ量をお話させていただきまして、それに基づいて確保量を決めていくという流れなのですが、「広域調整」というのは、他市町からの子どもの和歌山市への入所、和歌山市から他市町への入所を考えないといけません。子どもが和歌山市から周辺の他市町へ行っていることは比較的少ないのですが、今後逆の場合が考えられます。その部分について、現時点における和歌山市の考えをお話させていただきたいと思います。

現況として、3号認定は待機児童が出ています。2号認定は保育所、特に私立保育所は満杯状態（定員の100%以上）になっています。こうした状況から、和歌山市は待機児童の解消と、私立の定員超過分の解消を優先しなければならないのかなと考えています。そのため、施設型給付を受ける施設については、当分の間、2号・3号認定は「広域調整」で受入れは認めない。ただし、1号認定については、現在私立幼稚園ではいろいろな地域から子どもさんが入所している状況があるため、認める方向で考えていますが、ご意見を頂きたいと思います。

会 長： いかがでしょうか。実際、他市町に住む方で仕事場が和歌山市内にあり、お子さんを市内に預けているケースがありますよね。

事務局： はい。その場合は住所変更等して、入所する方法をとっているようです。基本的には、2号・3号認定の児童については、和歌山市において他市町からの受入れが可能な状況になるまで、当分の間、市内の方の入所を優先したいと考えています。

会 長： 対象人数を、多少つかんでいらっしゃいますか。

委 員： おそらく、実数はつかんでいないと思います。ただし、幼稚園の部分は広域制をとっているので、実数が上がっているだろうと思います。保育の部分は広域性を今でもとっていないので、つかめないのではないのでしょうか。

会 長： 幼稚園のほうでは、従来通りの受入れ体制でよろしいのですか。

委 員： 問題ないです。

委 員： 本当は、保護者側から言えば、働く場所の近くの保育所に預けたいというのがありますが、行政としては、市町村間ではフィフティフィフティといいますか、例えば、和歌山市では他市町村の受け入れのほうで圧倒的に多くなることになります。他市町村では保育所の入園児が減ってしまうわけです。同じお金をかけて施設を運営しているのに、子どもがいない状態となるわけです。今のご説明のように、ひとつの方法として、和歌山市の税金を使っているのですから、「和歌山市の子どもをまず入所させる、余裕ができれば他市町村も受け入れる」という考え方もあると思います。そのあたり



は広域調整というものが必要になってくるのですが、「広域調整」について、県は市町村間でしてほしいとのことようです。県は実質、権限がないようなものなので、市町村間でお願いしたいということなのだと思います。

会 長： 県が一番調整するには向いていると思いますが、実際は難しいですね。

委 員： 実際、他市町村から私の園にも入所の相談はありますが、現状は説明しています。将来、余裕が出てきたら、入所可能にさせていただけると思います。

保育こども園課長： はい。現在、市内に待機児童がおりますので、その子ども差し置いて市外からの受入れは難しいと考えています。将来、施設に余裕が出てきた場合は、和歌山市に働きに来てくださる保護者の子どもの受け入れも行っていきたいと考えています。中核市としても役割であると思います。ただそのときには周辺の市町村との関係もありますので、県の方にも調整の依頼はしていきたいと考えています。

委 員： 待機児童があるとお話ですが、定員割れをしている公立保育園があるように思いますが、いかがですか。

保育こども園課長： 定員割れをしている公立保育所は、3歳以上の子どもについてです。公立保育所でも3歳未満の部分については定員いっぱい入っている状況です。待機児童は3歳未満の子どもばかりですので、待機児童となっている子どもは、公立私立合わせて入るところがないという状況です。

会 長： 他にご質問等ないでしょうか。それでは、広域の受け入れについては、事務局の考えのとおりということといたします。他に事務局から何かありますか。

事務局： 本日、庁内連絡会での考えのご報告に対しまして、当会議承認をいただきました。また、別紙で配布しておりますが、条例（最低基準などを定めている）についても決定いたしました。その他、国の正式な方向性を含めて、8月1日に事業主様、民間の保育所・幼稚園の方に説明をさせて頂きたいと思います。その際、「子ども・子育て会議」からも、同意を得ているということで進めさせて頂きたいと思います。もう1点ですが、新制度の内容について、『市報わかやま』やホームページ、国のパンフなどで周知は図っていますが、9月末から10月中旬にかけ、市内8か所で市民への説明会を行いたいと考えています。日程などについては、後日決定しますが、この点についても本会の委員さんにご了解頂きたいと思います。

会 長： 新制度の説明については、国のほうでも、ぜひ皆さんに周知していただきたいとのことですので、よろしく願いいたします。他に何かございませんか。

委員：今日の議題にありました見込み量についてですが、実数に近いものではないかと思っています。国の手引きのままでは乖離しすぎている事業もあり、実際そのままではどうなるのかと心配はしていたところでした。頑張って数字を精査していただき、ありがたいのですが、この次が大事だと思います。今後実際にどの制度を実施していくのか、例えば「幼保連携型認定こども園」をどれくらいに設定していくのか、保育、幼稚園はどれだけなのか、それをまず決めていただかないといけません。10月半ばまでに市民説明会を実施されるというなかで、認可もしていただかねばなりませんし、スピードアップして取り組んでいかないと大変だと思います。市民説明会において、市民の方が「じゃあ、認定こども園に入所したい」となったときに、「和歌山市ではまだないです。」ということであれば市民の方が混乱するのではないのでしょうか。他にも子育て支援事業についてもここに掲載されている事業全てを実施できるのかどうかも難しいと思っています。できる事業、できない事業をはっきり市民に伝えておかないと、事業利用を希望した市民に「予算がつかずにできませんでした」では市民が困ることになります。

ぜひスピードアップしていただいて、示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長：ぜひ秋までに「選ぶ人」に対して、はっきりした説明内容になるように、よろしくお願いしたいと思います。

### 3 閉会

子育て支援課長：本日、いろいろなご意見を頂きありがとうございます。職員一丸となりまして、今後スピードアップし、よりよい子育て支援施策になるように努めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。